▶グリーンバレー神室の方針決定へ向けて

グリーンバレー神室の今後の方針を検討するにあたり、グリーンバレー神室検討委員会を設置し、これまで 4回の委員会を開催し意見交換をしてきました。それらを取りまとめた形で、令和4年3月25日に、グリーンバレー神室検討委員会委員長から町長に最終報告(下記に詳細を記載)がありました。また、まちづくり緊急アンケートのなかでもグリーンバレー神室に関する設問をし、回答をいただきました。これらを踏まえ、今後、将来の財政負担と交流人口の拡大見通しなど幅広い観点から、さらに検討を加えて、町としての方針を明確にしてまいります。

現時点では、最終方針の決定に向けて、次のような流れを想定しています。

今後の流れ

4月 下旬	議会全員協議会で説明
	要望書(令和4年3月8日付)を 提出された方等への状況説明・意見交換
5月	町民説明会を実施
6月	町の方針案を作成
	議会へ町の方針案を説明
7月	パブリックコメントを募集
9月	議会へ町の最終方針案を説明
	町の最終方針を決定

町ホームページには、これまでの検討状況や検討資料を掲載しております。また、広報4月1日号には、町民説明会の概要が掲載されておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】 金山町役場 産業課 ☎52-2111 (内線 401)

メール

kamuro@town.kaneyama.yamagata.jp

グリーンバレー神室検討委員会 最終報告

検討委員会委員長 斉藤 徹史

グリーンバレー神室検討委員会での検討結果について報告する。

当委員会では、「金山町を子・孫の世代まで引き継いでいきたい」、「住民がこれからも住み続けたいと思うようなまちづくりを行いたい」との思いを委員全員で共有して議論が進められた。そして、「住民の福祉の増進」、「子どもの健全な育成」、「町の財政」といった多角的な視点から、真摯に町の発展を願って検討を重ねた。

当委員会での4回にわたる協議及び第3回会議後の委員への個別の意見照会を経て、グリーンバレー神室 の施設の今後に関し、次のような結論に至った。

(1) ホテル・レストランについて

町民の宿泊ニーズや高規格道路の供用開始後の観光需要を踏まえ、現在のグリーンバレー神室振興公社 (以下、「公社」という。)が引き続き指定管理者として運営や維持管理を行うことが望ましいとの意見が大勢 を占めた。ただし、公社以外の事業者が指定管理を継続すべきとの意見があったほか、レストランのメニュー を工夫して集客力を高めるべきとの意見があった。

また、ホテル・レストランの事業改善が将来的に見込まれないのであれば、これ以上の町の費用負担を避けるために、指定管理期間終了後に民間譲渡の実施や廃止と決すべきとの指摘が複数あった。

(2) ホットハウスについて

ホットハウスは経年劣化による早急な大規模修繕が不可避であり、その実施に当たっては、町として多額の費用負担をせざるをえない状況におかれている。財政難ともいえる町にとって、こうした負担が妥当であるかが問われている。

これについては、委員の間でも意見が分かれた。町が費用を負担して大規模修繕を行い、公社が指定管理者として継続して運営すべきとの意見と、町は費用負担を行わずに廃止すべきとの意見があり、前者がやや多い結果となった。(裏へ続く)

前者には、ホテルの運営上、施設利用者にとって温泉施設は魅力であるから必要であるとの意見や、町は 大規模修繕に要する費用を軽減するための方法を検討し、修繕費に関して再度見積もりを徴求すべきとの意 見があった。

後者には、町の財政難や湯量減少などの現実的な問題状況にかんがみ、大規模修繕を行わずに民間に譲渡し、もし譲渡先が見つからないのであれば、廃止すべきとの意見が複数あった。大規模修繕に要する費用は、新たな財源(例えば、ふるさと納税の活用)を町として検討すべきとの意見もあった。

ホットハウスは、老朽化という施設の構造上の問題や現在の利用者が少ないこと、さらには今後の人口減少に伴う利用者数の減少が見込まれることで収支のバランスの維持が困難であるという経営上の問題、湯量減少などの温泉としての質の維持の問題などを抱えている反面、住民の日常生活に溶け込んだ、日々の安らぎを生み出す施設であり、観光客の誘客に効果のある施設でもある。しかし、本施設を維持するためには高額な修繕費用を要することもまた事実であり、ホットハウスを維持するメリット・デメリットを総合的に判断することが必要である。また、町の中長期的な財政見通しのもと、先の修繕費用をどの程度の額まで負担できるかを今一度精査し、当該金額を上限として、その範囲で実際に老朽化対策を実施できるかを積極的に検討することが望ましい。ただし、その結果として、老朽化対策の実施が現実的に困難であるとの結論に至れば、町の責任において、ホットハウスの民間譲渡や廃止に向けた方向性を示すべきである。

(3) スキー場について

スキー場を町が直営で運営すべきとの意見や、指定管理者として公社や公社以外の事業者が継続して運営すべきとの意見もあったが、全国的なスキー人口の減少という昨今の状況から、民間に譲渡又は貸与するとの意見や廃止すべきとの意見が大勢を占めた。これらは町の費用負担を解消するために、スキー場を町の管理下におく必要はないとする趣旨といえる。

(4) キャンプ場・広場について

昨今のキャンプブームや子供の遊び場としてのニーズから、キャンプ場・広場は町直営又は指定管理者としての公社による運営を期待する意見がある一方で、現在の運営形態を変更し、民間事業者に譲渡や貸与すべきとの意見や廃止すべきとの意見があり、両者はほぼ同数となった。また、指定管理者を変更するべきとの意見もあった。

(まとめ)

当委員会で出された意見は、施設の今後の方向性を考えるうえで、そのすべてが傾聴に値するものである。しかし、町の財政事情に照らせば、抜本的に事業形態を見直すことなく、現状をいたずらに維持して費用を負担していくことは避けなければならない。今後は公社による運営をするものについては、指定管理期間内に収支の改善に努め、その達成が見込めないときには施設を廃止するなどというように、苦汁の決断を行う必要がある。

また、①町の費用負担をどのように縮減するのか、②町の費用負担を継続するために、その財源として他のいかなる事業を削減して充当するのかを決定しなければならないとの厳しい現実に直面する。このとき、町は住民との対話を丁寧に行うべきであるが、町を取り巻く状況によっては、早期に町の責任において各施設の在り方に関わる方針(各施設の存廃を含めた具体的な方向性)を決めるべきである。

町には、将来的な施設の存廃を決めるプロセスにおいて公正性・透明性を確保するとともに、住民への説明が求められる。そして、本報告などを参考にして、慎重に最終的な結論を導くことが望ましい。

現在の子や孫が大人になり、本件に関わる町の決断を振り返ったとき、「後悔」ではなく、「英断」と評価されたいものである。町には、大局的な見地からの、将来の住民の幸福につながる判断を期待している。

以上